

防犯カメラ運用規則

制定 令和5年10月7日
最近改正 令和5年10月7日

第1章 総則

(目的)

第1条 この取扱規則は、勧永町内会（以下「本会」という。）の防犯カメラの設置及び運用に
関し、犯罪の未然防止と、プライバシーの保護との調和を図り、適切な運用管理を実施されること
を目的として定める。

(周知)

第2条 本会は、この取扱規則を、電磁的公示方法により会員に周知する。

(管理者)

第3条 本会における、防犯カメラ及びそれに付随する情報資産の管理者は防交火部とする。

第2章 防犯カメラ

(定義)

第4条 防犯カメラとは、道路等の公共空間における人等の動きを撮影し、記録するために特
定の場所に固定して設置される装置を指す。

(2) 画像データとは、防犯カメラにより撮影し、記録されたものであって、それによって特定の
個人を識別できるものをいう。

(設置の承認)

第5条 防犯カメラは道路等の公共空間における人等の動きを監視できる場所に設置されなければ
ならない。

(2) 防犯カメラを設置、又は変更するときは、装置情報（機材名・記憶装置・記録方式）、撮影
区域（画角）に関する文書を作成し、理事会の承認を得なければならない。

(3) 防犯カメラは、下記の掲げる各号を満たさなければならない。

(一) フレームレートが15fps、かつFHD以上の映像をできる装置

(二) 防犯カメラ本体、又は記録装置における認証・認可機能

(三) 夜間撮影が行われ、十分な露光を確保できない場合における暗視機能

(4) 防犯カメラを廃止するときは、理事会の承認を得なければならない。

(5) 防犯カメラは地域における犯罪の防止を目的とし、以下の各号に該当してはならない。

- (一) 特定個人及び建物等を撮影対象とすること
- (二) モニター等を利用して常時監視を行うこと
- (三) その他、理事会が不適切と判断した場合

(セキュリティパッチの適応)

第6条 防犯カメラを構成する装置に脆弱性が発生し、セキュリティパッチが公開された場合は、一時的に防犯カメラの運用を休止し、速やかに適用しなければならない。

(2) バックアップを行う場合は、画像データ以外のメタデータ（設定ファイル・動作ログ等）のみ許容する。なお、メタデータが保存されるメディアは、情報資産台帳の記載に沿って管理されなければならない。

(表示)

第7条 防犯カメラが設置される区域には、見やすい場所に、防犯カメラが設置されていることを表示しなければならない。

(2) 表示は「東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン」に準拠する。

(3) 表示の管理は、第3条に定める管理者が行う。

第3章 データ管理

(保存・取扱い)

第8条 画像データは、個人情報保護規則、情報セキュリティ規則に準拠した管理を行う。

(2) 第3条に定める管理者は、防犯カメラ及び録画装置の操作を行う担当者を2人以上指定するものとし、指定された担当者以外の操作を禁止する。

(3) 画像データおよび画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならず、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用してはならない。

(保存期限)

第9条 画像データの保存期間は30日以下とし、以降のデータは直ちに上書きされ、不必要的画像データの保存は行わない設定とする。

(2) 記録媒体を廃棄する場合は、情報セキュリティ規則第13条による。

(利活用)

第10条 防犯カメラの画像データを記録した記録媒体については、施錠等の方法により保護された環境のもとで保管し、原則として、画像の閲覧、複写や加工、外部への持ち出しが禁止する。

(2) 防犯活動等の広報を行う場合、個人、又は個人を特定できる識別子（ナンバープレート等）が記載されていない画像データに限り、利用することができる。

(3) 前各項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者に提供することができるものとする。なお、画像データ等の提出を求めるときは

文書によるものとする。

(一) 法令の定めがあるとき

(二) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要が認められ、「検査関係事項照会書」等の公文書の提出により、会長がこれを承認したとき

(三) 本会に対する訴訟等の証拠物件として、弁護士、裁判所、保険会社に情報提供するとき

(台帳)

第11条 閲覧の日時、閲覧目的、閲覧者及び画像の範囲（日時・場所）などを利用閲覧台帳に記載する。閲覧については、2名以上の担当者が立ち合いのもとを行う。

(2) 持ち出し作業については、会長へ申請し、承認を得なければならず、持ち出し作業は2名以上の担当者立ち会いのもとを行うものとし、持ち出し記録台帳に下記の各号を記載する。

(一) 持ち出しの日時

(二) 持ち出しの目的

(三) 持ち出す者及び画像の範囲（日時・場所）

(3) 持ち出した画像データ及び画像は、使用目的が終了した際に削除又は破壊する。

(苦情相談窓口)

第12条 防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせ窓口は、個人情報保護規則第16条に定める担当者とし、第3条に定める担当者が対応する。

(業務委託)

第13条 防犯カメラの保守管理を外部委託する場合、業務委託契約書に加え、秘密保持誓約書を二者間で締結しなければならない。また委託先に対する監査権を設定し、定期的に情報セキュリティ観点からの調査を行うものとする。

第4章 その他

(附則)

この取扱規則は、令和5年10月7日から施行する。